

うことができないのである。

3 一般乗用旅客自動車運送事業

これは1個の契約によって乗車定員10人以下の自動車を貸し切って旅客を運送する一般自動車運送事業であって、通常はハイヤーとかタクシーとか称されている。

この事業は1個の契約をたてまえてしているから、合乗りはほとんどできないのであるが、1人が契約して自分の連れと一緒に同車することはさしつかえないのでこの辺の区別は非常にむずかしい。

大都市等でメーターをつけて路上を流し運転しているのが俗にタクシーといわれているもので、車庫または営業所で待機していて旅客の要望によって出動して行くのがハイヤーである。

4 一般路線貨物自動車運送事業

路線を定めて定期に運行する自動車によって積合貨物を運送する一般自動車運送事業であって、この路線は幾何学的な一定の線ではなく、貨物を送るための区間を意味している。これには両端および中間のおもな土地には必ず荷扱所とか、荷物集配所のようなものがあって、一般の荷主はそこに荷物を頼めばよいので、持込んでも取りに来てもらってもよいのである。この事業は日常生活と直接切り離せない貨物の積合輸送であるので、乗合バスと共に公共的色彩の強い事業となっている。

なお先に述べた一般乗合旅客自動車運送事業とこの事業を含めて、一般に路線事業といっている。

5 一般区域貨物自動車運送事業

道路運送法上は「貨物を運送する一般自動車運送事業であって、前号および次号以外のもの」とばく然とした表現となっている。

この事業も一般貸切旅客自動車運送事業で述べたとおり、免許を受けた区域内の営業が原則で、発地および着地のいずれもがその事業区域外にある貨物の取扱はできないし、災害の場合その他緊急を要するとき、一般路線貨物自動車運送事業者または鉄道により運送される貨物の集貨または配達、運輸省令で定められる多数の貨物の集散する場所に発着する貨物の運送、一般路線貨物自動車運送事業者によることが困難な場合で運輸大臣の許可を受けたとき以外は積合貨物の運送は禁止されている。

なお、一般に地場運送といっているのはこれである。

6 一般小型貨物自動車運送事業

運輸省令で定められた最大積載量2t以下の自動車による一般貨物自動車運送事業であって、第4号の一般路線貨物自動車運送事業以外のものをいうのである。

これは名称ですぐわかるように、小型自動車で貨物を運搬する事業であるが、路線を定めた積合運送はできず、また前号の一般区域貨物と同様の制限も定められている。

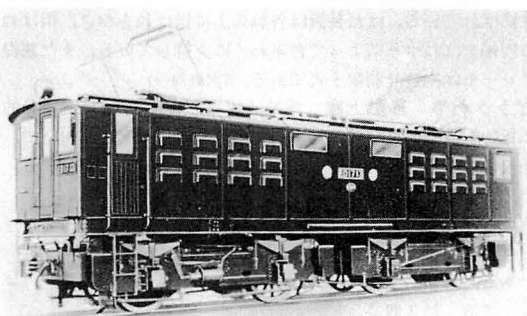
―旅客自動車運送事業。貨物自動車運送事業。(福島真義) イーデーじゅ うな が た て ん き き か ん し ゃ ED 17 形 電 気 機 関 車 車 輪 配 置 B+B の 客 貨 両 用 の 機 関 車 で 大 正 12 年 英 国 から 輸 入 し、 中 央 線 そ

の他ローカル線区で単独または重連により客貨兼用に使用していたが、電気部品が旧式でありその保守・修繕に支障をきたし、また配線も劣下しておるので、昭和25年から電気部品を国鉄形にとりかえると同時に配線・配管を引替える工事を行い装備改造を完了した。

装備改造は車体内部に重点をおいたので外観上は従来の姿と大差ない。また主電動機はMT6を更新してMT6Aとしその性能をよくした。装備改造はED13形、ED15形およびED17形、ED18形、ED19形について行い、そのうちED13形およびED18形は改造後形式をED17形に改めた。またED17形には機関車の前後に出入台のあるものが2両ある。写真-1は装備改造後のED17形である。図-2は代表的なED17形機関車を示す。

1 諸 元

軸 配 置	B+B
運転整備総重量	59.80t
機関車総重量	59.40 "
連結器間の長さ	12,340mm
車体の最大幅	2,600 "
車体の高さ(車体のみ)	3,585 "
パンタグラフの折たたみ高さ	3,964 "
固定轴距	2,820 "
動輪直径	1,250 "
電気方式	直流 1,500 V



1. ED 17 形電気機関車

2. ED 17 形電気機関車形式図

